

第6章 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解

6.1 配慮書に対する岡山県知事の意見及び事業者の見解

6.1.1 配慮書に対する岡山県知事の意見

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づき、岡山県知事に対し、配慮書について環境の保全の見地から意見を求めた。それに対する岡山県知事の意見（令和2年10月9日）は、次に示すとおりである。

環企第176号
令和2年10月9日

合同会社 NRE-46 インベストメント
代表社員 日本再生可能エネルギー株式会社
職務執行者 ニティン・アプテ 様

岡山県知事 伊原木 隆太



（仮称）真庭太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
知事意見について（通知）

令和2年8月24日付けで提出のあった標記計画段階環境配慮書について、別添のとおり意見を述べます。

つきましては、環境影響評価法第5条の規定に基づく環境影響評価方法書の作成に当たり、遺漏の無いようお願いいたします。

知 事 意 見

令和2年10月9日

(仮称)真庭太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)について、関係市長の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に反映させるとともに、事業計画の決定に当たっては、当該事業に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減するなど環境保全上必要な措置について特段の配慮を願いたい。

記

1 総論

(1) 事業計画について

ア 事業実施想定区域内及びその周辺には「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」で規定する設置禁止区域(砂防指定地等)及び設置に適さない区域(土砂災害警戒区域)が存在し、その他土石流危険渓流も存在することから、土地の改変(樹木の伐採等を含む。以下同様。)を行う区域の検討に当たっては、可能な限りこれらの区域を除外する計画とすること。

イ 事業実施想定区域B区は、ほとんどが山林であり、斜面の傾斜の状況等を考慮すると、太陽電池等の設備を設置するためには、大規模な土地の改変が必要であることは明らかである。

今後の事業計画の検討に当たっては、設備をなるべく多く設置するという考えでなく、真に事業に必要な設備に限り、土地の改変を極力避けることが可能な配置を検討するなど、環境影響を回避又は低減する事業計画とするよう努めること。

(2) 調査、予測及び評価の手法について

計画段階配慮事項として工事の実施による影響は選定されていないが、方法書以降の手続においては、配慮書での選定の有無にかかわらず、影響を受けるおそれがある項目はもれなく選定し、調査等の対象とすること。

なお、方法書の手続までに配置等が決定しない場合、最も環境影響が大きくなると想定される配置等により項目を選定すること。

また、これらの決定に係る知見の収集・利用の結果や具体的な環境保全の配慮に係る検討内容及びその結果などについては方法書において明らかにすること。

(3) 住民理解について

「真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づく地域住民等への説明に当たっては、事業計画に関する情報の積極的な提供などにより、住民等の理解が得られるよう努めること。

また、方法書の作成に当たっては、住民意見に配慮するとともに、事業概要、事業の必要性及び予測条件の設定根拠などについて、丁寧かつ分かりやすい表現とした縦覧図書とすること。

2 各論

(1) 騒音・振動・反射光について

事業実施想定区域の周辺には複数の住居が存在することから、騒音、振動及び反射光に係る環境影響を考慮し、太陽電池等の設備や残置森林の配置を十分に検討するなど、生活環境への影響を回避又は低減した計画とすること。

(2) 水の濁りについて

土地の改変等による裸地面積の増加、近年の降水量の増加及び周辺の利水状況を考慮し、降雨により発生する水の河川への流入経路や水量等について適切に予測・評価を行うとともに、想定される濁水に対して十分な容量の沈砂池等を設置するなど、水環境への影響を回避又は極力低減する計画とすること。

(3) 動物・植物について

計画地は、動植物の重要な生息・生育地域である可能性があり、その周辺には良好な自然環境が広がっていることから、ゴルフ場跡地の利用であることをもって、周辺環境への影響が小さいという予見を持たず、事業の実施による環境影響が最小となる計画とすること。

(4) 景観について

山林区域における土地の改変を可能な限り避け、既存の景観が損なわれない計画とするよう努めること。

また、周辺住民等へのヒアリングなどにより、主要な眺望点や保全すべき景観に不足がないか精査すること。

(5) 廃棄物について

方法書の作成に当たっては、工事の実施に伴う伐採木等の産業廃棄物や建設発生土の発生抑制及び供用時・廃棄時における廃棄物の低減について十分に検討し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努めた計画とすること。

(6) 文化財について

事業実施想定区域及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地が存在することから、土地の改変は可能な限り回避する計画とすること。

6.1.2 岡山県知事の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する岡山県知事の環境の保全の見地からの意見及びこれに対する事業者の見解は、表 6.1.2-1(1)及び表 6.1.2-1(2)に示すとおりである。

表 6.1.2-1(1) 配慮書に対する岡山県知事の意見と事業者の見解

岡山県知事の意見	事業者見解
<p>1 総論 (1) 事業計画について ア 事業実施想定区域内及びその周辺には「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」で規定する設置禁止区域（砂防指定地等）及び設置に適さない区域（土砂災害警戒区域）が存在し、その他土石流危険渓流も存在することから、土地の改変（樹木の伐採等を含む。以下同様。）を行う区域の検討に当たっては、可能な限りこれらの区域を除外する計画とすること。 イ 事業実施想定区域B区は、ほとんどが山林であり、斜面の傾斜の状況等を考慮すると、太陽電池等の設備を設置するためには、大規模な土地の改変が必要であることは明らかである。 今後の事業計画の検討に当たっては、設備をなるべく多く設置するという考えでなく、真に事業に必要な設備に限り、土地の改変を極力避けることが可能な配置を検討するなど、環境影響を回避又は低減する事業計画とするよう努めること。</p>	<p>方法書以降の手續において、関係法令等を踏まえた上で、事業計画の検討を行います。 また、ご意見を踏まえて、今後、調査、予測及び評価を行い、その結果、事業による重大な環境影響が生じると想定される場合は、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>(2) 調査、予測及び評価の手法について 計画段階配慮事項として工事の実施による影響は選定されていないが、方法書以降の手續においては、配慮書での選定の有無にかかわらず、影響を受けるおそれがある項目はもれなく選定し、調査等の対象とすること。 なお、方法書の手續までに配置等が決定しない場合、最も環境影響が大きくなると想定される配置等により項目を選定すること。 また、これらの決定に係る知見の収集・利用の結果や具体的な環境保全の配慮に係る検討内容及びその結果などについては方法書において明らかにすること。</p>	<p>本方法書の第6章に示すとおり、調査、予測及び評価項目の選定にあたっては、工事の実施に伴う影響を含め、現在想定される事業計画による環境影響を考慮して、選定いたしました。 また、配慮書提出後、詳細な地形状況等の把握を踏まえ事業計画の検討を進め、事業実施想定区域の一部を変更し、対象事業実施区域を設定しました。対象事業実施区域の設定にあたっての検討経緯につきましては本方法書7.2.2に示しました。</p>
<p>(3) 住民理解について 「真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づく地域住民等への説明に当たっては、事業計画に関する情報の積極的な提供などにより、住民等の理解が得られるよう努めること。 また、方法書の作成に当たっては、住民意見に配慮するとともに、事業概要、事業の必要性及び予測条件の設定根拠などについて、丁寧かつ分かりやすい表現とした縦覧図書とすること。</p>	<p>方法書以降の手續きにおいて、関係法令等を踏まえながら、今後、地域住民や関係者へ説明会等を通じて丁寧な説明を行い、ご理解が得られるように努めます。 また、方法書の作成にあたっては、丁寧かつ分かりやすい図書となるよう努めます。</p>
<p>2 各論 (1) 騒音・振動・反射光について 事業実施想定区域の周辺には複数の住居が存在することから、騒音、振動及び反射光に係る環境影響を考慮し、太陽電池等の設備や残置森林の配置を十分に検討するなど、生活環境への影響を回避又は低減した計画とすること。</p>	<p>方法書以降の手續においては、騒音・振動・反射光を対象に調査、予測及び評価を行い、その結果、事業による重大な環境影響が生じると想定される場合は、生活環境への影響を回避又は低減した事業計画となるよう検討いたします。</p>

表 6.1.2-1(2) 配慮書に対する岡山県知事の意見と事業者の見解

岡山県知事の意見	事業者見解
<p>(2) 水の濁りについて 土地の改変等による裸地面積の増加、近年の降水量の増加及び周辺の利水状況を考慮し、降雨により発生する水の河川への流入経路や水量等について適切に予測・評価を行うとともに、想定される濁水に対して十分な容量の沈砂池等を設置するなど、水環境への影響を回避又は極力低減する計画とすること。</p>	<p>方法書以降の手續においては、水の濁りを対象に調査、予測及び評価を行い、その結果、事業による重大な環境影響が生じると想定される場合は、水環境への影響を回避又は極力低減した事業計画となるよう検討いたします。</p>
<p>(3) 動物・植物について 計画地は、動植物の重要な生息・生育地域である可能性があり、その周辺には良好な自然環境が広がっていることから、ゴルフ場跡地の利用であることをもって、周辺環境への影響が小さいという予見を持たず、事業の実施による環境影響が最小となる計画とすること。</p>	<p>方法書以降の手續において、動物・植物・生態系を対象に調査、予測及び評価を行い、その結果、重大な環境影響が生じると想定される場合は、専門家等の助言を踏まえながら、事業に伴う環境影響を回避又は極力低減した事業計画となるよう検討いたします。</p>
<p>(4) 景観について 山林区域における土地の改変を可能な限り避け、既存の景観が損なわれない計画とするよう努めること。 また、周辺住民等へのヒアリングなどにより、主要な眺望点や保全すべき景観に不足がないか精査すること。</p>	<p>方法書以降の手續において、関係機関等を対象に主要な眺望点等についてヒアリングを行った上で、調査、予測及び評価を行い、その結果、重大な環境影響が想定される場合は、土地の改変を可能な限り避けるなど、事業計画を検討いたします。</p>
<p>(5) 廃棄物について 方法書の作成に当たっては、工事の実施に伴う伐採木等の産業廃棄物や建設発生土の発生抑制及び供用時・廃棄時における廃棄物の低減について十分に検討し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努めた計画とすること。</p>	<p>本方法書では廃棄物について、第6章に示すとおり、造成等の施工による一時的な影響及び太陽光発電施設の撤去について、予測、評価を実施いたします。また、廃棄物の処理については、関係法令等に基づき、適切に対応いたします。</p>
<p>(6) 文化財について 事業実施想定区域及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地が存在することから、土地の改変は可能な限り回避する計画とすること。</p>	<p>埋蔵文化財については、教育委員会等の関係機関のご指導・助言を頂きながら、土地の改変を可能な限り避けるなど、事業計画を検討いたします。</p>

6.2 配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

配慮書についての公告・縦覧に関する事項並びに配慮書に対する一般の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次に示すとおりである。

6.2.1 配慮書の公告及び縦覧等

(1) 配慮書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第3条の7第1項の規定に基づき、事業者は一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書を作成した旨その他事項を公告し、配慮書を公告の日の翌日から起算して30日間(令和2年8月25日～令和2年9月24日)縦覧に供した。

(a) 公告の日

令和2年8月25日(火)

(b) 公告の方法

令和2年8月25日(火)付で、以下の日刊新聞紙に「公告文」を掲載した。

- ・山陽新聞 日刊

また、以下のホームページにおいて令和2年8月25日(火)より、公告文と同様の内容を掲載した。

- ・日本再生可能エネルギー株式会社 ホームページ

(c) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す2箇所にて縦覧を実施した。

- ・岡山県 美作県民局 真庭地域事務所 地域総務課(岡山県真庭市勝山591)
- ・勝山文化センター一階ロビー(真庭市役所 勝山振興局 地域振興課)(岡山県真庭市勝山319)

また、以下のホームページにおいて電子縦覧を実施した。

- ・日本再生可能エネルギー株式会社 ホームページ

(d) 縦覧期間

令和2年8月25日(火)～令和2年9月24日(木)

注1)土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く

注2)電子縦覧も同様に令和2年8月25日(火)～令和2年9月24日(木)に実施

(e) 縦覧時間

縦覧時間は、開庁日・時間に準じるとした。

(f) 縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)

総数 3名

- ・岡山県 美作県民局 真庭地域事務所 地域総務課 0名
- ・勝山文化センター一階ロビー(真庭市役所 勝山振興局 地域振興課) 3名

(2) 配慮書についての一般の意見の把握

一般に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めた。

(a) 意見書の提出期間

令和2年8月25日（火）から令和2年9月24日（木）（縦覧期間と同じ）

(b) 意見書の提出方法

意見書の提出方法は以下のとおりとした。

- ① 縦覧場所に備え付けられた意見箱への投函（令和2年9月24日（木）まで）
- ② 事業者への郵送による書面の提出（令和2年9月24日（木）当日消印有効）

(c) 意見書の提出状況

事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は2通7件であった。

6.2.2 一般の意見の概要に対する事業者の見解

配慮書に対する一般の意見及びこれに対する事業者の見解は表 6.2.2-1(1)及び表 6.2.2-1(2)に示すとおりである。

表 6.2.2-1(1) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解

番号	一般の意見の概要	事業者見解
1	(P18) 水質対策において仮設の表現しかない。永久的な水質対策が必要ではないか。また、将来的に本事業廃止後において、太陽電池等の施設は撤去されるのか。法律があるのか。	<p>工事中は仮設沈砂池等の設置を行います。また、事業実施区域内にある既設の調整池の拡張などにより濁水対策を行います。</p> <p>また、太陽光発電設備の撤去に伴う廃棄物については、「建設リサイクル法」、「廃棄物処理法」に基づき「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)」(平成30年、環境省)に則り適切に処理を行います。</p>
2	(p20) 環境の変化により平均気温の上昇が見込まれる。自然環境にどのような変化が発生するのか。動植物に与える影響はどのようなものがあるのか。	<p>動植物への影響については、今後の方法書以降の手続において、調査結果に基づき、専門家等の助言を踏まえ、適切に予測及び評価を行います。</p>
3	(p145) 水の濁り・造成等の施工による一時的な影響は配慮が必要。	<p>造成等の施行に伴う濁水の発生については、仮設沈砂池等の設置を行うとともに、既設の調整池の拡張などにより対策を行います。</p>
4	(p153) 水の流出係数が変わるため、流末までの洪水量調査を行い、治水の安全性を証明すべき。	<p>事業実施に伴う土地の安定性への影響については、今後の方法書以降の手続において調査、予測及び評価を行い、重大な環境影響が想定される場合は、環境保全措置を検討いたします。</p>
5	(p209) 使用後の太陽電池の処分に関する法律の名称及び適用箇所と内容を知りたい。	<p>使用後の太陽電池の処分については、以下の法律等に基づいて行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設リサイクル法施行規則第2条第5項」：建築物以外のもの(以下「工作物」という。)に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。(途中省略)二.工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し(以下省略) ・「廃棄物処理法第12条第7項」：事業者は、第二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な処置を講ずるように努めなければならない。 ・「廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号」：(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の規定)産業廃棄物の運搬に当たっては、第三条第一号イからニまでの規定の例によるほか、次によること。(途中省略)ロ 石綿が含まれている産業廃棄物であって環境省令で定めるもの(以下「石綿含有産業廃棄物」という。)の収集又は運搬を行う場合には、第三条第一号ホの規定の例によること。(以下省略)
6	全体的に自然環境に与える影響は大なるものがあり、回避とか低減という記述が信じがたい。	<p>今後の方法書以降の手続において、調査結果に基づき、適切に予測及び評価を行うとともに、国や県の審査を受け、また専門家等の助言を踏まえ、土地の改変を可能な限り避けるなど、事業に伴う環境影響の回避又は低減を図ります。</p>

表 6.2.2-1(2) 配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解

番号	一般の意見の概要	事業者見解
7	<p>ゴルフ場への連絡道である市道神代福谷線は平成30年7月豪雨の際に大規模な土砂崩れが起こり長期間に渡り全面通行止めになった。</p> <p>本開発に伴い地形や雨水の土壌への浸透が影響を受け、豪雨時に土砂崩れが拡大することのないよう、7月豪雨時の崩落斜面の状況や原因について確認と検証をお願いします。</p>	<p>今後、事業計画の検討にあたっては、関係機関等の審査やご助言を踏まえ、事業実施に伴う土地の安定性への影響が生じないよう、適切に対応いたします。</p>

(空白)